

長島町レジリエンス事業 プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 事業の名称 長島町レジリエンス事業

(2) 事業の概要

本事業は、長島町が、環境省所管の補助事業である「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」(以下、「レジリエンス事業」という。)を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能の発揮が可能な再生可能エネルギー等を庁舎等に設置するものであり、「設計・施工一括発注(デザインビルド)方式」により事業を推進するものとする。

(3) 受注者の選定方式

本事業の受注者は、解除条件付きの公募型プロポーザル方式により選定するものとし、本実施要領においてその選定方法の詳細を定めるものとする。

プロポーザルの審査は、長島町が設置する「長島町レジリエンス事業プロポーザル選定委員会」(以下、「委員会」という。)が実施するものとし、参加者各々の提案書を審査し評価点を算定して比較し、最も評価点が高い者を受注者に選定する方法について定めるものである。

(4) 失格事項

プレゼンテーション審査完了前に参加者が次の何れかに該当する事態が生じた場合は、発注者は当該者を失格にすることができる。最優秀提案者がそれに該当した場合は、発注者は最優秀提案者の次に評価が高い者を受注者に選定することができるものとする。

- ① 本実施要領に示されたプロポーザル参加要件を満たさない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- ③ 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑥ 提案書の内容の履行ができないことが明らかな場合

(5) 解除条件と契約方法

本プロポーザルは解除条件付きの提案公募とするため、以下の場合、本件は提案を募集したことに留まり、事業化されないものとなることに留意すること。

- ① 令和4年度以降令和5年度までに予定されている環境省の「レジリエンス事業」が実施されなかった場合
- ② 環境省の「レジリエンス事業」への本町の申請が不採択となった場合
- ③ 議会の同意が得られないこと等により予算化されなかった場合、または、当該契約について議会から否決された場合

解除条件に該当せず事業化に至った場合は、本プロポーザル実施要領及び仕様書に基づき最優秀提案者が提案した内容に沿って、必要に応じて発注者と最優秀提案者が詳細を協議調整（本プロポーザルは公募開始時点における計画であるため、当該協議調整には、レジリエンス事業の公募にあたり必要な計画変更も含まれる）のうえ合意を図り、契約を締結するものとする。ただし、契約期間が複数年の場合においては、単年度毎の契約を締結することがある。なお、契約の時期は下記「4. プロポーザルのスケジュール」に記載のとおりとする。

(6) 事業の内容

別記1「長島町レジリエンス事業仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、最優秀提案者として選定された者の提案内容に応じて内容を変更することがある。

(7) 履行期間

契約日から令和7年3月20日まで（ただし、「レジリエンス事業」に係る範囲については、令和6年12月27日まで。）

(8) 提案上限額

提案上限額の設定は6億7千万円（税抜）とする。※提案額が必ずしも本事業の契約額となるものではない。

2. プロポーザルの参加要件

本プロポーザルへの参加者は、下記の参加資格を満たす者に限るものとする。

- (1) 参加者は、会社法（平成十七年法律第八十六号）に定める会社とし、日本国に存する単体または複数からなる企業グループ（代表者とその他3社以下の構成員）とし、本プロポーザルに参加する他のグループの代表者または構成員ではないこと。
- (2) 参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者でないこと、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が再委託先或いは下請け先に至るまで一切含まれないこと。
- (4) 参加者は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われ同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていない者、又は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われ同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていない者であること。
- (5) 参加者は、健全な財務状況で、過去1年間の決算において黒字（経常利益がプラス）で、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 参加者は、本町の競争入札参加資格者名簿に登録され、本町から指名停止を受けていない者であること。
- (7) 参加者（企業グループの場合は代表者及び構成員の何れか）は、県内に商業登記法に基づき登記する本社若しくは支店を有する者であること。
- (8) 参加者（企業グループの場合は代表者または構成員の何れか）は、建設業法に基づく特定建設業の「建築一式工事業」、「電気工事業」、「管工事業」について許可を受けていること。
- (9) 参加者（企業グループの場合は代表者または構成員の何れか）は、建築士法に基づく一級建築士事務所であること。
- (10) 参加者（企業グループの場合は代表者または構成員の何れか）は、国土交通省の定める建設コンサルタント（電気電子）に登録され、一般社団法人環境共創イニシアチブによ

り ZEB プランナーとして登録がされていること。

- (1 1) 参加者（企業グループの場合は代表者及び構成員の何れか）は、本事業に関連する日本国内の地方公共団体における同種実績を有し、町との協議、調整に十分な能力を有し、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。（なお、同種実績とは、環境省所管「レジリエンス事業」の補助採択を受け、本事業の公告日までに竣工した履行実績をいう。）

3. 再委託および下請について

本事業を契約するに至った際に、受注者が事業の部分的な内容について再委託または下請（以下、「再委託」という。）を希望する場合は、発注者が適切な業務の履行に支障がないと認める場合に限り、次の条件で行うことができるものとする。

- (1) 再委託を希望する場合は、発注者へ書面により申請し予め承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、再委託の相手方が契約の条件を遵守して履行を行うよう指導し、また、再委託の相手方が再委託した内容に関し行った全ての行為について、再委託の相手方と連帯し、その責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託の相手方が契約の条件に違反したことにより本町または第三者に損害を与えたときは、再委託の相手方と連帯して賠償の責任を負うものとする。
- (4) 受注者は、再委託の相手方への対価の支払等について適正に取扱うものとする。
- (5) 受注者は、再委託の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団関係者または暴力団関係者と密接な関係を有する者でないことを十分に確認するものとする。

4. プロポーザルのスケジュール

内容	日程
公募開始（公表方法：ホームページに掲載）	令和 5 年 1 月 27 日（金）
参加表明書および資格確認書の提出の受付	令和 5 年 2 月 3 日（金）午前 8 時 30 分から

期間（※提出方法は郵送または持参とする）	令和5年2月13日（月）午後5時まで
参加表明に関する質問受付期限	令和5年2月8日（水）午後5時まで
参加表明に関する質問回答期限	令和5年2月10日（金）
参加資格確認通知書（電子メール）の発送	令和5年2月15日（水）
提案書に関する質問受付期限	令和5年2月15日（水）午後5時まで
提案書に関する質問回答期限	令和5年2月24日（月）
提案書提出期限	令和5年3月3日（金）午後5時まで
プレゼンテーションによる審査	令和5年3月10日（金）（予定）
審査結果の公表（ホームページに掲載し、 合わせて審査結果通知書を発送する）	令和5年3月15日（水）（予定）
契約締結日	（仮契約）補助金交付決定通知後 （本契約）議会議決後

5. 参加表明書及び資格確認書類の提出

本プロポーザルへの参加者は以下の書類を提出すること。

（1） 提出方法等

- ① 郵送又は持参（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）
- ② 提出先

事務局：長島町役場企画財政課財産管理係

TEL：0996-86-1134

E-mail：kizai@town.nagashima.lg.jp

（2） 資格確認書類

※各A4判をゼムクリップ等でまとめること。（ファイル等に綴じる必要はない。）

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② グループ構成表（複数企業で参加する場合、様式第2号）

参加者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

③ 各役割の責任者業務実績表（様式第3号）

各役割の責任者の有資格証（写）を合わせて添付すること。

④ 会社実績（様式第4号）

本事業に関連する実績契約書（写）など事業内容が分かるものを添付すること。

⑤ 代表者及び全ての構成員で必要な書類

ア. 企業概要（様式第5号）

イ. 履歴事項全部証明書（法人のみ、申込日前3ヵ月以内のもの、写し可。）

ウ. 国及び地方税の未納がない証明書（申込日前3ヵ月以内のもの、写し可。）

エ. 財務諸表（直近1年度）

⑥ 代表者または構成員の何れかが必要な書類

ア. 建設業法に基づく特定建設業の「建築一式工事業」「電気工事業」及び「管工事業」に係る特定建設業許可書（写）

イ. 建築士法に基づく一級建築士事務所の建築士事務所登録通知書（写）

ウ. 建設コンサルタント（電気電子）かつZEBプランナーとしての登録証（写）

⑦ 誓約書（様式第6号）

(3) 参加資格確認結果通知

令和5年2月15日（水）に参加資格の確認結果を電子メール及び書面にて送付する。

6. 質問書の提出及び回答

参加表明書及び提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けるものとする。なお、本案件の趣旨からかけ離れた質問や、電話または来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類 「質問書（様式第7号）」に記載のうえ、提出すること。

(2) 提出期間 令和5年2月8日（水）午後5時まで。

ただし、提案書に対する質問については、令和5年2月15日（水）午後5時まで。

- (3) 提出方法 電子メール（※表題に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に電話にて着信確認を行うこと。
- (4) 提出先 事務局（前記5（1）に同じ）
- (5) 回答方法
 - ① 参加表明に対する回答は、令和5年2月10日（金）までに町ホームページにおいて公表するものとする。
 - ② 提案書に対する回答は、参加表明書に記載された担当者の電子メールに令和5年2月24日（月）までに回答する。

7. 参考資料の閲覧

- (1) 参考資料の閲覧については、公募開始日から提案書提出期限の前日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 参考資料の閲覧を希望する際は、調査日時、責任者名、連絡先を事務局へ事前申請するものとする。なお、本町にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。
- (3) 参考資料の閲覧にあたっては、閲覧する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本町の求めに応じてこれを提示すること。
- (4) 閲覧に供する参考資料の貸し出しは、原則として行わない。

8. 現地調査

- (1) 現地調査については、公募開始日から提案書提出期限の前日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 現地調査を希望する際は、事前手続きとして調査希望日時、責任者名、連絡先を事務局へ申請するものとする。なお、調査日時は本町が調整・決定を行うので従うこと。
- (3) 現地調査にあたっては、調査する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本町の求めに応じてこれを提示すること。

9. 提案書の記載内容、留意事項と審査項目

参加者は、仕様書に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を提案書に記載すること。

また、提案における留意事項と審査項目は下表のとおりとする。

提案内容	＜留意事項と審査項目＞
1. 実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省の「レジリエンス事業」の採択を目指し事業申請を行ううえで、本事業の遂行にふさわしい実施体制を提案すること。 ・事業スケジュールを的確に提案すること。 ・補助申請にかかる協力・支援体制を提案すること。
2. コスト等	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコスト、運用コスト、メンテナンス費等を含めた 30 年間のトータルコストを算出すること。（別紙コスト算出資料参照） ・実施設計業務、及び、設備導入工事に区分して記載すること。 ・設備導入工事は、補助対象部分と補助対象外部分に区分して記載すること。 ・財政支援効果の高い提案を行うこと。
3. 提案する設備	<ul style="list-style-type: none"> 「レジリエンス事業」並びに本事業の意義を理解し提案すること。 ・安全性の高い設備を提案すること。 ・平時において、CO2 排出抑制が見込め、継続的かつ適切に保守管理及び施設の活用が図れること。 ・提案する設備のエネルギー起源 CO2 削減量 (t-CO2/年)、削減率 (%)、ランニングコスト削減額及び算定根拠について明記すること。 ・災害時において、業務継続性の向上のため 72 時間以上の非常用電源の確保が可能となる再生可能エネルギー設備を提案すること。 ・補助対象部分を基にした今後の発展について提案すること。 ・補助対象外部分について、費用対効果の高い取組みを提案すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、エネルギー供給等の機能発揮が可能であり、施設等の果たす役割・機能が十分に果たせること。 ・災害時や緊急時の迅速な支援対応を行うための体制を提案すること。
4. 普及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業がもたらす地域への貢献が高くなるような提案を行うこと。
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記に記載のない事項で、本事業に関連して有益となる提案を行うこと。

10. 提案書の提出

参加資格確認結果通知書を交付された参加者は、提案書を本町へ提出することができる。

- (1) 受付期限 令和5年3月3日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参または郵送(書留、その他の到達を確認できる方法によること。)
- (3) 提出先 事務局(前記5(1)に同じ)
- (4) 提案書の作成方法

代表者は、本プロポーザルの提案書を作成し、各々書類符号を記した表紙を付け、A4サイズでまとめたものを提出すること。(ファイル等に綴じる必要はない。)

- ① 提案書は、参加者1者につき1案とし、正1部、副1部を提出すること。
- ② 提案書の表紙として(様式第8号)を添付すること。
- ③ 書類については、原則A4判の用紙とすること。なお、必要に応じてA3判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。
- ④ 提案書の作成に関する言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円によるものとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。
- ⑤ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。

11. プレゼンテーション

期日：令和5年3月10日(金)(予定)

※参加資格確認結果通知と併せて日程を通知する。

提案時間：説明 40 分以内、質疑 20 分程度

参加人数：6 名まで

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは提案者が持参すること。(スクリーンとプロジェクターは本町にて用意する。)
- ・提出された提案書をもとに、プレゼンテーション用資料を再構成することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配付することは不可とする。

12. 審査結果の公表

プロポーザルの審査結果は、令和 5 年 3 月 15 日（水）（予定）に町ホームページで公表するとともに、参加者全員にその結果を通知する書面を発送する。

13. その他

- (1) 本プロポーザルで提出された提案書の内容(工期及び CO2 削減効果等)については、原則として確実に履行できるものとする。なお、受注者側の責により提案書に記載した内容を履行できなかった際に生じる損害については、原則として受注者が負うものとする。
- (2) プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできないものとする。
- (3) 本実施要領に基づき参加者または選定された受注者が提出する書類の著作権は、当該者に属する。ただし、本町が参加者の承諾を得た場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

- (5) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届（様式第 9 号）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の事業発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- (6) 提出された書類については、提出期限以降は原則として差し替え、訂正及び再提出を認めず、返却しないものとする。ただし、必要に応じて、本町から追加資料を求めることがある。
- (7) 本プロポーザルにおいて、参加者が 1 者の場合であっても、本町の要求を満たす提案であり、各選定委員の評価点の合計の平均が 60 点以上（100 点満点）であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- (8) 本事業の契約が成立するまでの間に選定された最優秀提案者が本実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該提案者と契約の締結を行わない措置を講ずることができる。
- (9) 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- (10) 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者として選定されなかった者は、書面によりその理由について、通知の日の翌日から 5 日（休日を含まない。）以内に説明を求めることができる。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、本事業の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び町条例規則等の定めるところによるものとする。